

令和5年度北海道一般会計予算

令和5年度北海道一般会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,850,745,739千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、500,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 教育費の各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

第 1 表

歳 入 歳 出 予 算
歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 道 税		651,249,676
	1 道 民 税	159,544,275
	2 事 業 税	147,068,139
	3 地 方 消 費 税	181,838,963
	4 不 動 産 取 得 税	16,672,095
	5 道 た ば こ 税	7,863,516
	6 ゴ ル フ 場 利 用 税	1,469,041
	7 軽 油 引 取 税	54,962,308
	8 自 動 車 税	80,008,499
	9 鉱 区 税	29,488
	10 狩 猟 税	43,734
	11 核 燃 料 税	899,960

款	項	金額
	12 循環資源利用促進税	849,658
2 地方消費税清算金		289,351,142
	1 地方消費税清算金	289,351,142
3 地方譲与税		105,370,000
	1 特別法人事業譲与税	92,888,000
	2 地方揮発油譲与税	10,659,000
	3 石油ガス譲与税	431,000
	4 自動車重量譲与税	732,000
	5 森林環境譲与税	453,000
	6 航空機燃料譲与税	207,000
4 地方特例交付金		2,175,000
	1 地方特例交付金	2,175,000
5 地方交付税		542,700,000
	1 地方交付税	542,700,000

款	項	金 額
6 交通安全対策特別交付金		1,133,000
	1 交通安全対策特別交付金	1,133,000
7 分担金及び負担金		10,152,426
	1 分 担 金	2,145,275
	2 負 担 金	8,007,151
8 使用料及び手数料		21,926,244
	1 使 用 料	12,217,463
	2 手 数 料	665,116
	3 証 紙 収 入	9,043,665
9 国庫支出金		391,869,826
	1 国庫負担金	81,461,251
	2 国庫補助金	305,717,313
	3 委 託 金	4,691,262
10 財 産 収 入		5,910,887

款	項	金額
	1 財産運用収入	3,163,664
	2 財産売却収入	2,747,223
11 寄附金		747,574
	1 寄附金	747,574
12 繰入金		37,376,382
	1 特別会計繰入金	7,125,128
	2 基金繰入金	30,251,254
13 諸収入		359,967,782
	1 延滞金、加算金及び過料等	734,103
	2 預金利子	4,159
	3 貸付金収入	344,757,092
	4 受託事業収入	3,637,728
	5 収益事業収入	5,327,668
	6 雑収入	5,507,032

款	項	金 額
14 道 債		430,815,800
	1 道 債	430,815,800
歲 入 合 計		2,850,745,739

歳 出		
(単位 千円)		
款	項	金 額
1 議 会 費		3,275,466
	1 議 会 費	3,275,466
2 総 務 費		281,793,883
	1 総 務 管 理 費	75,926,276
	2 徴 税 費	184,698,999
	3 学 事 宗 務 費	12,715,094
	4 防 災 費	2,208,723
	5 原 子 力 安 全 対 策 費	1,403,371
	6 危 機 管 理 費	2,936
	7 領 土 復 帰 対 策 費	749,124
	8 会 計 管 理 費	429,121
	9 選 挙 費	2,736,359
10 人 事 委 員 会 費	329,921	

款	項	金額
	11 監 查 委 員 費	593,959
3 綜 合 政 策 費		55,276,361
	1 綜 合 政 策 管 理 費	3,919,280
	2 官 民 連 携 推 進 費	41,921
	3 政 策 費	5,995
	4 計 画 費	3,471,442
	5 国 際 交 流 費	192,342
	6 次 世 代 社 会 戦 略 費	18,531,458
	7 地 域 創 生 費	1,416,610
	8 地 域 行 政 費	15,551
	9 交 通 政 策 費	22,169,192
	10 航 空 港 湾 費	5,512,570
4 環 境 生 活 費		14,209,707
	1 環 境 生 活 管 理 費	2,105,288

款	項	金額
	2 環境政策費	6,158,733
	3 循環型社会推進費	2,319,023
	4 自然環境費	369,652
	5 野生動物対策費	388,556
	6 ゼロカーボン戦略費	10,361
	7 気候変動対策費	102,515
	8 道民生活費	351,551
	9 消費者安全費	366,582
	10 文化振興費	1,110,365
	11 スポーツ振興費	457,232
	12 アイヌ政策費	469,849
5 保健福祉費		447,587,644
	1 保健福祉管理費	25,122,032
	2 地域医療費	12,119,107

款	項	金額
	3 医 務 薬 務 費	594,645
	4 地 域 保 健 費	4,601,330
	5 国 保 医 療 費	80,760,355
	6 食 品 衛 生 費	700,571
	7 感 染 症 対 策 費	102,732,652
	8 地 域 福 祉 費	20,694,830
	9 障がい者保健福祉費	65,338,124
	10 高 齢 者 保 健 福 祉 費	79,226,762
	11 子 ども 子 育 て 支 援 費	55,469,730
	12 災 害 救 助 費	227,506
6 経 済 費		339,985,792
	1 経 済 管 理 費	4,034,973
	2 経 済 企 画 費	51,844
	3 国 際 経 済 費	67,678

款	項	金額
	4 食産業振興費	271,282
	5 観光振興費	556,770
	6 中小企業費	311,817,428
	7 産業振興費	15,864,262
	8 環境・エネルギー費	4,099,636
	9 雇用労政費	473,191
	10 産業人材費	2,337,709
	11 労働委員会費	411,019
7 農政費		108,757,402
	1 農政管理費	8,390,453
	2 食品政策費	2,684,471
	3 農産振興費	12,880,802
	4 畜産振興費	4,139,947
	5 技術普及費	5,000,068

款	項	金額
	6 農業經營費	1,460,996
	7 農地調整費	2,068,511
	8 農村設計費	16,089,572
	9 農業農村整備事業費	53,705,747
	10 農業施設管理費	2,297,237
	11 農村計画費	39,598
8 水産林務費		54,476,554
	1 水産林務管理費	6,693,242
	2 水産經營費	2,282,001
	3 水産振興費	429,725
	4 漁港漁村費	19,330,287
	5 漁業管理費	1,072,187
	6 林業木材費	3,411,149
	7 森林計画費	1,048,084

款	項	金額
	8 森林整備費	8,688,350
	9 治山費	8,533,782
	10 森林活用費	231,901
	11 道有林費	2,755,846
9 建設費		179,740,899
	1 建設管理費	39,025,493
	2 維持管理防災費	6,337,559
	3 道路橋りょう費	71,221,961
	4 河川費	29,970,284
	5 砂防海岸費	12,491,909
	6 まちづくり推進費	57,966
	7 都市環境費	5,464,114
	8 公園下水道費	8,412,820
	9 建築指導費	626,742

款	項	金額
	10 住 宅 費	42,244
	11 營 繕 費	6,089,807
10 警 察 費		128,018,377
	1 警 察 管 理 費	122,547,185
	2 警 察 活 動 費	3,432,232
	3 交 通 安 全 施 設 費	2,038,960
11 教 育 費		369,117,772
	1 教 育 綜 務 費	28,025,903
	2 小 学 校 費	123,920,838
	3 中 学 校 費	77,328,465
	4 高 等 学 校 費	85,800,253
	5 特 別 支 援 学 校 費	49,395,513
	6 学 校 教 育 費	1,583,617
	7 社 会 教 育 費	1,557,404

款	項	金額
	8 保 健 体 育 費	1,505,779
12 災 害 復 旧 費		4,853,098
	1 農地開発施設災害復旧費	248,564
	2 水産林業施設災害復旧費	769,194
	3 土木施設災害復旧費	3,835,340
13 公 債 費		652,809,466
	1 公 債 費	652,809,466
14 諸 支 出 金		210,643,318
	1 繰 出 金	31,211,441
	2 諸 費	179,431,877
15 予 備 費		200,000
	1 予 備 費	200,000
歳 出	合 計	2,850,745,739

第 2 表 債 務 負 担 行 為			(単位 千円)
(その 1)			
事 項	期 間	限 度 額	
令和 5 年度人事給与システム再構築事業に係る業務の委託に関する債務負担行為	令和 5 年度から令和 7 年度まで	1,033,200	
令和 5 年度公益社団法人北海道私学振興基金協会に金融機関が行う経営安定資金及び短期経営安定資金に係る融資に伴う損失補償に関する債務負担行為	令和 5 年度から令和 6 年度まで	元金について 3,310,000千円 以内 利子について 元金に対する利 子相当額 の合計額	
令和 5 年度公益社団法人北海道私学振興基金協会に金融機関が行う施設整備資金に係る融資に伴う損失補償に関する債務負担行為	令和 5 年度から令和 6 年度まで	元金について 200,000千円以内 利子について 元金に対する利 子相当額 の合計額	
令和 5 年度空港施設設備整備事業に係る化学消防車の購入に関する債務負担行為	令和 5 年度から令和 6 年度まで	220,000	
令和 5 年度北海道中小企業総合支援センター設備貸与事業に対する損失補償に関する債務負担行為	令和 5 年度から令和15年度まで	30,000	
令和 5 年度企業立地促進事業に係る道費補助に関する債務負担行為	令和 5 年度から令和 9 年度まで	1,289,462	
緊急再就職委託訓練業務の委託に関する債務負担行為	令和 5 年度から令和 7 年度まで	330,055	
令和 5 年度野菜価格安定資金造成事業に係る道費補助に関する債務負担行為	令和 5 年度から令和 6 年度まで	990,862	
令和 5 年度農地売買支援事業に対する損失補償に関する債務負担行為	令和 5 年度から令和16年度まで	11,111,330	
令和 5 年度法人経営出資育成事業に対する損失補償に関する債務負担行為	令和 5 年度から令和21年度まで	33,349	
令和 5 年度農業近代化資金の融通に伴う利子補給に関する債務負担行為	令和 5 年度から令和24年度まで	64,893	

事 項	期 間	限 度 額
令和5年度畜産経営体質強化支援資金の融通に伴う道費補助に関する債務負担行為	令和5年度から令和30年度まで	6,662
令和5年度道営土地改良事業に関する債務負担行為	令和5年度から令和6年度まで	468,700
令和5年度道営農用地造成事業に関する債務負担行為	令和5年度から令和6年度まで	110,000
令和5年度漁業近代化資金の融通に伴う利子補給に関する債務負担行為	令和5年度から令和26年度まで	413,380
令和5年度北海道山林種苗協同組合に金融機関が行う種子貯蔵管理資金に係る融資に伴う損失補償に関する債務負担行為	令和5年度から令和6年度まで	元金について 416,799千円以内 利子について 元金に対する利子相当額の合計額
本庁舎電気設備改修工事に関する債務負担行為	令和5年度から令和6年度まで	343,159
本庁舎機械設備改修工事に関する債務負担行為	令和5年度から令和6年度まで	158,836
利尻空港ターミナルビル電気設備改修工事に関する債務負担行為	令和5年度から令和6年度まで	171,766
利尻空港ターミナルビル機械設備改修工事に関する債務負担行為	令和5年度から令和6年度まで	25,344
北海道立総合体育センター電気設備改修工事に関する債務負担行為	令和5年度から令和6年度まで	356,778
北海道立総合体育センター機械設備改修工事に関する債務負担行為	令和5年度から令和6年度まで	1,105,350
北海道立オホーツク流水科学センター電気設備改修工事に関する債務負担行為	令和5年度から令和6年度まで	52,325
北海道立オホーツク流水科学センター機械設備改修工事に関する債務負担行為	令和5年度から令和6年度まで	82,606

事 項	期 間	限 度 額
北海道立焼尻診療所改修工事に関する債務負担行為	令和5年度から令和6年度まで	18,504
北海道立苫小牧高等技術専門学院改修工事に関する債務負担行為	令和5年度から令和6年度まで	125,462
北海道立釧路高等技術専門学院改修工事に関する債務負担行為	令和5年度から令和6年度まで	88,445
北海道水産種苗熊石センター改修工事に関する債務負担行為	令和5年度から令和6年度まで	367,956
北海道栽培漁業瀬棚センター改修工事に関する債務負担行為	令和5年度から令和6年度まで	470,340
北海道栽培漁業えりもセンター改修工事に関する債務負担行為	令和5年度から令和6年度まで	110,014
釧路総合振興局釧路建設管理部厚岸出張所改修工事に関する債務負担行為	令和5年度から令和6年度まで	124,358
令和5年度胆振総合振興局室蘭建設管理部苫小牧出張所改築工事に関する債務負担行為	令和5年度から令和6年度まで	1,045,458
令和5年度北海道土地開発公社に金融機関等が行う融資に対する債務保証に関する債務負担行為	令和5年度から令和9年度まで	北海道土地開発公社が行う用地取得費、補償費及び調査測量費について 100,000千円以内取得、調査測量及び処分に係る経費について 年6%以内の額借入資金に係る利子について 国庫債務負担行為による用地の先行取得に係る限度利率の半年複利以内の額の合計額

事 項	期 間	限 度 額
道道恵庭栗山線橋りょう工事に関する債務負担行為	令和5年度から令和7年度まで	4,177,000
道道熊牛御影線橋りょう工事に関する債務負担行為	令和5年度から令和7年度まで	1,763,000
富良野川火山砂防工事に関する債務負担行為	令和5年度から令和6年度まで	220,000
令和5年度建設に係る警察署庁舎の工事請負に関する債務負担行為	令和5年度から令和6年度まで	378,029
北海道立図書館長寿命化改修工事に関する債務負担行為	令和5年度から令和6年度まで	1,293,000
北海道立青少年体験活動支援施設長寿命化改修工事に関する債務負担行為	令和5年度から令和6年度まで	210,000
令和5年度建設に係る高等学校校舎長寿命化改修工事に関する債務負担行為	令和5年度から令和6年度まで	142,213
令和5年度公益財団法人北海道高等学校奨学会に金融機関が行う奨学金及び入学資金に係る融資に伴う損失補償に関する債務負担行為	令和5年度から令和6年度まで	元金について 総務費について 9,196,979千円以内 教育費について 3,444,664千円以内 の合計額 12,641,643千円以内 利子について 元金に対する利子相当額 の合計額
令和5年度における地方債証券の共同発行によって生ずる連帯債務に関する債務負担行為	令和5年度から令和15年度まで	元金について 1,125,000,000千円 利子について 元金に対する利子相当額 の合計額

第 3 表				
地 方 債				
(単位 千円)				
起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
札幌医科大学整備費	2,044,000	財務省その他からの借入れ又は知事の定める債券の発行による(他の地方公共団体との共同発行を含む。)	10%以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。
庁舎等整備費	1,254,000	同上	10%以内	同上
総合防災体制整備費	22,000	同上	10%以内	同上
消防学校施設整備費	1,532,000	同上	10%以内	同上
北海道特定特別総合開発事業推進費	1,143,000	同上	10%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	据置期間を含め50年以内において、年賦元利均等償還、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。
総合研究機構整備費	156,000	同上	10%以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。
北海道新幹線鉄道整備事業費	19,113,000	同上	10%以内	同上
直轄空港整備費	312,000	同上	10%以内	同上
空港整備費	405,000	同上	10%以内	同上

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
石狩西部広域 水道対策費	517,000	財務省その他からの借入れ又は知事の定める債券の発行による（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。	10%以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。
自然環境対策費	50,000	同上	10%以内	同上
脱炭素社会推進費	83,000	同上	10%以内	同上
すべての人に やさしいまちづくり 推進事業費	35,000	同上	10%以内	同上
社会福祉施設整備費	3,021,000	同上	10%以内	同上
児童福祉施設整備費	192,000	同上	10%以内	同上
中小企業高度化資金 貸付事業費	112,000	同上	10%以内	同上
農業改良普及 センター改築費	127,000	同上	10%以内	同上
土地改良事業費	10,952,000	同上	10%以内	同上
農用地造成事業費	1,224,000	同上	10%以内	同上
農地防災事業費	1,399,000	同上	10%以内	同上
農道等整備事業費	326,000	同上	10%以内	同上
農道整備 特別対策事業費	209,000	同上	10%以内	同上

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
農村総合整備事業費	649,000	財務省その他からの借入れ又は知事の定める債券の発行による（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。	10%以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。
水産基盤整備費	6,984,000	同上	10%以内	同上
漁港海岸保全費	497,000	同上	10%以内	同上
臨時漁港海岸保全施設整備特別対策事業費	126,000	同上	10%以内	同上
林道事業費	323,000	同上	10%以内	同上
治山事業費	4,503,000	同上	10%以内	同上
臨時治山施設整備特別対策事業費	693,000	同上	10%以内	同上
森林整備費	3,273,800	同上	10%以内 （ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	据置期間を含め50年以内において、年賦元利均等償還、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。
道民の森整備費	21,000	同上	10%以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。
建設管理部庁舎建設費	546,000	同上	10%以内	同上

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
道路新設改良費	12,271,000	財務省その他からの借入れ又は知事の定める債券の発行による（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。	10%以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。
臨時道路整備特別対策事業費	16,932,000	同上	10%以内	同上
河川改良費	10,361,000	同上	10%以内	同上
臨時河川整備特別対策事業費	3,518,000	同上	10%以内	同上
ダム建設費	466,000	同上	10%以内	同上
砂防費	4,092,000	同上	10%以内	同上
臨時砂防施設整備特別対策事業費	523,000	同上	10%以内	同上
災害関連事業費	140,000	同上	10%以内	同上
海岸保全事業費	989,000	同上	10%以内	同上
臨時海岸保全施設整備特別対策事業費	514,000	同上	10%以内	同上
街路事業費	2,099,000	同上	10%以内	同上
臨時街路整備特別対策事業費	482,000	同上	10%以内	同上
都市公園費	1,089,000	同上	10%以内	同上

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
庁舎等営繕費	4,928,000	財務省その他からの借入れ又は知事の定める債券の発行による（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。	10%以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。
警察施設整備費	1,654,000	同上	10%以内	同上
交通安全施設整備費	468,000	同上	10%以内	同上
教育施設整備費	541,000	同上	10%以内	同上
高等学校施設整備費	5,003,000	同上	10%以内	同上
特別支援学校施設整備費	2,410,000	同上	10%以内	同上
耕地災害復旧費	6,000	同上	10%以内	同上
漁港災害復旧費	57,000	同上	10%以内	同上
林道災害復旧費	2,000	同上	10%以内	同上
治山災害復旧費	151,000	同上	10%以内	同上
土木災害復旧費	876,000	同上	10%以内	同上
借換債	282,400,000	同上	10%以内	同上
臨時財政対策債	17,000,000	同上	10%以内 (ただし、利率見直し方式)	同上

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
			で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	
合計	430,815,800			

令和5年度北海道公債管理特別会計予算

令和5年度北海道公債管理特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ392,772,187千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第 1 表

歳 入 歳 出 予 算
歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 財 産 収 入		350,245
	1 財 産 運 用 収 入	350,245
2 繰 入 金		392,421,942
	1 一 般 会 計 繰 入 金	290,780,520
	2 基 金 繰 入 金	101,641,422
歳 入 合 計		392,772,187

歳 出			(単位 千円)
款	項	金 額	
1 公 債 費		392,772,187	
	1 公 債 費	392,772,187	
歳 出 合 計			392,772,187

令和5年度北海道国民健康保険事業特別会計予算

令和5年度北海道国民健康保険事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ485,741,401千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、5,000,000千円と定める。

第 1 表

歳 入 歳 出 予 算
歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 分担金及び負担金		148,473,377
	1 負担金	148,473,377
2 国庫支出金		137,583,828
	1 国庫負担金	96,257,084
	2 国庫補助金	41,326,744
3 財産収入		2,464
	1 財産運用収入	2,464
4 繰入金		37,405,508
	1 一般会計繰入金	30,566,104
	2 基金繰入金	6,839,404
5 繰越金		6,197
	1 繰越金	6,197

款	項	金額
6 諸 収 入		162,270,027
	1 貸 付 金 収 入	800
	2 雑 入	162,269,227
歳 入 合 計		485,741,401

歳 出			(単位 千円)
款	項	金	額
1 国民健康保険事業費			485,710,971
	1 国民健康保険事業費		485,710,971
2 諸 支 出 金			30,430
	1 繰 出 金		24,233
	2 諸 費		6,197
歳 出 合 計			485,741,401

議案第4号

令和5年度北海道母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計予算

令和5年度北海道母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ625,642千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、100,000千円と定める。

第 1 表

歳 入 歳 出 予 算
歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 繰 入 金		32,196
	1 一 般 会 計 繰 入 金	32,196
2 諸 収 入		593,446
	1 貸 付 金 収 入	482,557
	2 雑 入	110,889
歳 入 合 計		625,642

歳 出			(単位 千円)
款	項	金 額	
1	母子父子寡婦福祉資金 貸付事業費	625,642	
	1 母子父子寡婦福祉資金 貸付事業費	625,642	
歳 出 合 計			625,642

令和5年度北海道中小企業高度化資金貸付事業等特別会計予算

令和5年度北海道中小企業高度化資金貸付事業等特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ907,785千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

第 1 表

歳 入 歳 出 予 算
歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 繰 入 金		160,618
	1 一 般 会 計 繰 入 金	160,618
2 繰 越 金		46,359
	1 繰 越 金	46,359
3 諸 収 入		550,808
	1 貸 付 金 収 入	523,698
	2 雑 入	27,110
4 道 債		150,000
	1 道 債	150,000
歳 入 合 計		907,785

歳 出			(単位 千円)
款	項	金 額	
1 中小企業高度化資金貸付等事業費		313,577	
	1 中小企業高度化資金貸付等事業費	313,577	
2 公 債 費		327,944	
	1 公 債 費	327,944	
3 諸 支 出 金		266,264	
	1 繰 出 金	244,548	
	2 諸 費	21,716	
歳 出 合 計		907,785	

第 2 表

地 方 債

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
中小企業高度化資金貸付事業費	150,000	中小企業基盤整備機構からの借入れによる。	0.15%以内	据置期間を含め11年以内において、半年賦元金均等償還による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。

令和5年度北海道苫小牧東部地域開発出資特別会計予算

令和5年度北海道苫小牧東部地域開発出資特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ149,278千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第 1 表

歳 入 歳 出 予 算
歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 財 産 収 入		136,664
	1 財 産 運 用 収 入	664
	2 財 産 売 払 収 入	136,000
2 繰 入 金		834
	1 基 金 繰 入 金	834
3 諸 収 入		11,780
	1 一 般 会 計 借 入 金	11,780
歳 入 合 計		149,278

歳 出			(単位 千円)
款	項	金 額	
1 公 債 費		149,278	
	1 公 債 費	149,278	
歳 出 合 計			149,278

令和5年度北海道石狩湾新港地域開発出資特別会計予算

令和5年度北海道石狩湾新港地域開発出資特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ159,981千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第 1 表

歳 入 歳 出 予 算
歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 財 産 収 入		149,008
	1 財 産 運 用 収 入	8
	2 財 産 売 払 収 入	149,000
2 繰 入 金		143
	1 基 金 繰 入 金	143
3 諸 収 入		10,830
	1 一 般 会 計 借 入 金	10,830
歳 入 合 計		159,981

歳 出			(単位 千円)
款	項	金 額	
1 公 債 費		159,981	
	1 公 債 費	159,981	
歳 出 合 計			159,981

令和5年度北海道就農支援資金貸付事業等特別会計予算

令和5年度北海道就農支援資金貸付事業等特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ309,224千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第 1 表

歳 入 歳 出 予 算
歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 繰 入 金		939
	1 一 般 会 計 繰 入 金	939
2 繰 越 金		7,265
	1 繰 越 金	7,265
3 諸 収 入		301,020
	1 貸 付 金 収 入	301,020
歳 入 合 計		309,224

歳 出			(単位 千円)
款	項	金 額	
1 就 農 支 援 資 金 貸 付 等 事 業 費		939	
	1 就 農 支 援 資 金 貸 付 等 事 業 費	939	
2 公 債 費		301,020	
	1 公 債 費	301,020	
3 諸 支 出 金		7,265	
	1 繰 出 金	2,506	
	2 諸 費	4,759	
歳 出 合 計		309,224	

令和5年度北海道沿岸漁業改善資金貸付事業特別会計予算

令和5年度北海道沿岸漁業改善資金貸付事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ101,742千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第 1 表

歳 入 歳 出 予 算
歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 繰 入 金		1,732
	1 一 般 会 計 繰 入 金	1,732
2 繰 越 金		78,307
	1 繰 越 金	78,307
3 諸 収 入		21,703
	1 貸 付 金 収 入	21,693
	2 雑 入	10
歳 入 合 計		101,742

歳 出			(単位 千円)
款	項	金	額
1 沿岸漁業改善資金貸付事業費			101,742
	1 沿岸漁業改善資金貸付事業費		101,742
歳 出 合 計			101,742

令和5年度北海道林業・木材産業改善資金貸付事業特別会計予算

令和5年度北海道林業・木材産業改善資金貸付事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ130,184千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第 1 表

歳 入 歳 出 予 算
歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 繰 入 金		1,807
	1 一 般 会 計 繰 入 金	1,807
2 繰 越 金		107,025
	1 繰 越 金	107,025
3 諸 収 入		21,352
	1 貸 付 金 収 入	12,528
	2 雑 入	8,824
歳 入 合 計		130,184

歳 出			(単位 千円)
款	項	金 額	
1	林業・木材産業改善資金 貸付事業費	130,184	
	1 林業・木材産業改善資金 貸付事業費	130,184	
歳 出 合 計			130,184

令和5年度北海道営住宅事業特別会計予算

令和5年度北海道営住宅事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ14,875,768千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、5,000,000千円と定める。

第 1 表

歳 入 歳 出 予 算
歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 使用料及び手数料		4,784,150
	1 使用料	4,784,150
2 国庫支出金		2,222,765
	1 国庫補助金	2,222,765
3 繰入金		448,045
	1 一般会計繰入金	448,045
4 繰越金		100
	1 繰越金	100
5 諸収入		2,757,488
	1 一般会計借入金	2,685,014
	2 雑収入	72,474
6 道債		4,663,220

款	項	金 額
	1 道 債	4,663,220
歲 入	合 計	14,875,768

--	--	--

歳 出			(単位 千円)
款	項	金 額	
1 道 営 住 宅 事 業 費		8,313,706	
	1 道 営 住 宅 事 業 費	8,313,706	
2 公 債 費		5,840,432	
	1 公 債 費	5,840,432	
3 諸 支 出 金		721,630	
	1 繰 出 金	721,620	
	2 諸 費	10	
歳 出 合 計			14,875,768

第 2 表

債 務 負 担 行 為

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
令和5年度建設に係る公営住宅の工事請負に関する債務負担行為	令和5年度から令和6年度まで	4,100,000

第 3 表

地 方 債

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公営住宅建設費	4,136,000	財務省その他からの借入れ又は知事の定める債券の発行による。	10%以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。
借換債	527,220	同上	10%以内	同上
合計	4,663,220			

令和5年度北海道住宅供給公社経営健全化資金貸付事業特別会計予算

令和5年度北海道住宅供給公社経営健全化資金貸付事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ34,795,520千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第 1 表

歳 入 歳 出 予 算
歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 諸 収 入		34,795,520
	1 一 般 会 計 借 入 金	17,645,000
	2 貸 付 金 収 入	17,150,520
歳 入	合 計	34,795,520

歳 出			(単位 千円)
款	項	金 額	
1	住宅供給公社事業運営 資金貸付事業費	17,645,000	
	1	住宅供給公社事業運営 資金貸付事業費	17,645,000
2	公 債 費	17,150,520	
	1	公 債 費	17,150,520
歳 出 合 計		34,795,520	

令和5年度北海道地方競馬特別会計予算

令和5年度北海道地方競馬特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ49,127,457千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、2,100,000千円と定める。

第 1 表

歳 入 歳 出 予 算
歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 使用料及び手数料		6,259
	1 手 数 料	6,259
2 財 産 収 入		2,119
	1 財 産 運 用 収 入	2,119
3 寄 附 金		35,500
	1 寄 附 金	35,500
4 諸 収 入		49,083,579
	1 収 益 事 業 収 入	45,828,230
	2 雑 入	3,255,349
歳 入 合 計		49,127,457

歳 出			(単位 千円)
款	項	金 額	
1 競 馬 費		49,123,471	
	1 競 馬 総 務 費	21,767	
	2 競 馬 開 催 費	49,101,704	
2 諸 支 出 金		3,986	
	1 繰 出 金	3,986	
歳 出 合 計		49,127,457	

令和5年度北海道公共下水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和5年度北海道公共下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 年間総処理水量	1,895,214	立方メートル
(2) 一日平均処理水量	5,192	立方メートル
(3) 主要な建設改良事業		
石狩湾新港地域公共下水道改修事業	747,000	千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。なお、営業資金に充てるため、長期借入金を一般会計から160,324千円借り入れる。

収		入
第1款	下水道事業収益	971,710 千円
第1項	営業収益	380,960 千円
第2項	営業外収益	590,750 千円
支		出
第1款	下水道事業費用	1,250,714 千円
第1項	営業費用	1,074,530 千円
第2項	営業外費用	176,184 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額141,957千円は、過年度分損益勘定留保資金20,846千円、当年度分損益勘定留保資金84,660千円、過年度資本的収支調整額30,253千円及び当年度資本的収支調整額6,198千円で補填するものとする。）。

	収	入	
第1款	資	本	的
	収	入	
			976,210 千円
第1項	企	業	債
			704,300 千円
第2項	補	助	金
			166,000 千円
第3項	他	会	計
			からの長期借入金
			105,910 千円
	支	出	
第1款	資	本	的
	支	出	
			1,118,167 千円
第1項	建	設	改
			良
			費
			784,000 千円
第2項	企	業	債
			償
			還
			金
			333,873 千円
第3項	長	期	借
			入
			償
			還
			金
			284 千円
第4項	返	還	金
			10 千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
特定公共下水道費	千円 618,000	財務省その他からの借入れ又は知事の定める債券の発行による。	10%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	据置期間を含め40年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。
借換債	86,300	同上	10%以内	同上

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、400,000千円と定める。

令和5年度北海道流域下水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和5年度北海道流域下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 流域関連市町数	17市町
(2) 主要な建設改良事業	
十勝川流域下水道改修事業	1,250,000 千円
石狩川流域下水道改修事業	682,000 千円
函館湾流域下水道改修事業	851,000 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 下水道事業収益	4,363,961 千円
第1項 営業外収益	4,363,961 千円
支 出	
第1款 下水道事業費用	4,249,007 千円
第1項 営業費用	4,092,485 千円
第2項 営業外費用	156,522 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,154,633千円は、過年度分損益勘定留保資金14,990千円、当年度分損益勘定留保資金1,110,210千円及び過年度資本的収支調整額29,433千円で補填するものとする。)

収 入	
第1款 資 本 的 収 入	3,358,752 千円
第1項 企 業 債	1,028,000 千円
第2項 補 助 金	1,651,400 千円
第3項 負 担 金	679,352 千円

支 出	
第1款 資 本 的 支 出	4,513,385 千円
第1項 建 設 改 良 費	2,921,300 千円
第2項 企 業 債 償 還 金	1,592,075 千円
第3項 返 還 金	10 千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
令和5年度流域下水道事業に関する債務負担行為	令和5年度から 令和6年度まで	千円 1,566,000

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
流 域 下 水 道 費	千円 634,000	財務省その他からの借入れ又は知事の定める債券の発行による。	10%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	据置期間を含め40年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。
借 換 債	394,000	同 上	10%以内	同 上

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、600,000千円と定める。

令和5年度北海道電気事業会計予算

(総則)

第1条 令和5年度北海道電気事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 年間販売電力量	293,623,000	キロワット時
(2) 主要な建設改良事業		
岩尾内発電所改修事業	67,272	千円
ポンテシオ発電所改修事業	680,791	千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第1款 電気事業収益	5,958,641	千円
第1項 営業収益	5,825,264	千円
第2項 財務収益	137	千円
第3項 営業外収益	133,240	千円
	支	出
第1款 電気事業費用	3,756,367	千円
第1項 営業費用	3,417,128	千円
第2項 財務費用	52,458	千円
第3項 営業外費用	286,781	千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2,785,475千円は、過年度分損益勘定留保資金125,244千円、減債積立金790,988千円、再生可能エネルギー等利用推進積立金1,725,804千円及び当年度資本的収支調整額143,439千円で補填するものとする。）。

収 入	
第1款 資 本 的 収 入	20,519 千円
第1項 負 担 金	5,319 千円
第2項 長期貸付金償還金	15,200 千円
支 出	
第1款 資 本 的 支 出	2,805,994 千円
第1項 建 設 改 良 費	1,633,903 千円
第2項 企 業 債 償 還 金	790,988 千円
第3項 繰 出 金	381,103 千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
令和5年度鷹泊発電所建屋耐震改修工事に関する債務負担行為	令和5年度から 令和6年度まで	千円 20,717
令和5年度川端発電所及び滝下発電所主電力ケーブル取替工事に関する債務負担行為	令和5年度から 令和6年度まで	57,886
令和5年度ポンテシオ発電所水車発電機分解点検補修に関する債務負担行為	令和5年度から 令和7年度まで	1,636,458
令和5年度鷹泊ダム上幌加内水位計更新工事に関する債務負担行為	令和5年度から 令和6年度まで	5,097

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、180,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職 員 給 与 費	735,521 千円
(2) 交 際 費	120 千円

令和5年度北海道工業用水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和5年度北海道工業用水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水事業所数	80	箇所
(2) 年間総給水量	93,928,011	立方メートル
(3) 一日平均給水量	255,934	立方メートル
(4) 主要な建設改良事業		
石狩湾新港地域工業用水道建設事業	42,876	千円
室蘭地区工業用水道改修事業	421,133	千円
苫小牧地区工業用水道改修事業	1,044,814	千円
石狩湾新港地域工業用水道改修事業	32,766	千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。なお、営業資金に充てるため、長期借入金
を一般会計から37,671千円借り入れる。

収		入	
第1款 工業用水道事業収益	2,329,148	千円	
第1項 営業収益	2,083,583	千円	
第2項 営業外収益	245,565	千円	
支		出	
第1款 工業用水道事業費用	2,325,343	千円	
第1項 営業費用	2,201,076	千円	
第2項 営業外費用	119,230	千円	
第3項 特別損失	5,037	千円	

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,041,747千円は、過年度分損益勘定留保資金230,194千円、当年度分損益勘定留保資金689,821千円及び当年度資本的収支調整額121,732千円で補填するものとする。）。

収 入	
第1款 資本的収入	1,585,380 千円
第1項 企業債	1,070,000 千円
第2項 補助金	429,910 千円
第3項 他会計からの出資金	38,978 千円
第4項 他会計からの長期借入金	46,492 千円
支 出	
第1款 資本的支出	2,627,127 千円
第1項 建設改良費	1,691,412 千円
第2項 企業債償還金	869,644 千円
第3項 長期借入償還金	66,071 千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
令和5年度室蘭地区工業用水道ダム演算処理装置更新工事に関する債務負担行為	令和5年度から 令和6年度まで	千円 263,175
令和5年度室蘭地区工業用水道鉱山雨量計設備更新工事に関する債務負担行為	令和5年度から 令和6年度まで	17,083
令和5年度石狩湾新港地域工業用水道ポンプインバータ制御装置更新工事に関する債務負担行為	令和5年度から 令和6年度まで	105,490
令和5年度石狩湾新港地域工業用水道非常用発電機用直流電源装置更新工事に関する債務負担行為	令和5年度から 令和6年度まで	41,877

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
室蘭地区工業用水道 改修事業	千円 344,000	財務省その他からの借入れ又は知事の定める債券の発行による(他の地方公共団体との共同発行を含む)。	10%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った)	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
			後においては、当該見直し後の利率)	
苦小牧地区 工業用水道 改修事業	千円 702,000	財務省その他からの借入れ又は知事の定める債券の発行による（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。	10%以内 （ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。
石狩湾新港地域 工業用水道 改修事業	24,000	同上	10%以内 （ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	同上

（一時借入金）

第7条 一時借入金の限度額は、2,330,000千円と定める。

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第8条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費 350,730 千円
- (2) 交際費 80 千円

令和5年度北海道病院事業会計予算

(総則)

第1条 令和5年度北海道病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 病 院 数	6 病院
(2) 病 床 数	876 床
(3) 年間取扱延患者数	
入 院	100,594 人
外 来	200,004 人
(4) 一日平均患者数	
入 院	275 人
外 来	823 人

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 病院事業収益	15,579,996 千円
第1項 医業収益	6,428,609 千円
第2項 医業外収益	9,140,586 千円
第3項 特別利益	10,801 千円
支 出	
第1款 病院事業費用	15,924,373 千円
第1項 医業費用	13,644,542 千円
第2項 医業外費用	2,233,532 千円
第3項 特別損失	46,299 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額620,953千円は、当年度分損益勘定留保資金620,953千円で補填するものとする。）。

収 入	
第1款 資本的 収入	2,065,430 千円
第1項 企 業 債	978,000 千円
第2項 他 会 計 負 担 金	1,087,430 千円
支 出	
第1款 資本的 支出	2,686,383 千円
第1項 建 設 改 良 費	978,466 千円
第2項 企 業 債 償 還 金	1,707,917 千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
病院建設事業	千円 978,000	財務省その他からの借入れによる。	10%以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、1,900,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- | | |
|---------------|--------------|
| (1) 職 員 給 与 費 | 8,185,254 千円 |
| (2) 交 際 費 | 400 千円 |

(たな卸資産購入限度額)

第8条 たな卸資産の購入限度額は、1,327,565千円と定める。

(重要な資産の取得及び処分)

第9条 重要な資産の取得は、次のとおりとする。

区 分	種 類	名 称	数 量
取得する資産	器 械 備 品	電子カルテ・オーダーリングシステム一式	1台